

統合幕僚監部及び自衛隊指揮通信システム隊の業務改善提案に関する達（平成20年自衛隊統合達第37号）第13条の規定に基づき、統合幕僚学校における業務改善提案に関する達を次のように定める。

令和元年7月5日

統合幕僚学校長 陸将 清田 安志

統合幕僚学校における業務改善提案に関する達

目次

- 第1章 総則（第1条―第3条）
- 第2章 業務改善提案強化週間（第4条）
- 第3章 業務改善提案の提出（第5条）
- 第4章 業務改善提案の処理（第6条―第8条）
- 第5章 雑則（第9条―第10条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この達は、統合幕僚学校（以下「学校」という。）における業務改善提案（以下「改善提案」という。）について必要な事項を定め、職員の参画意識に基づく業務改善意欲を向上させ、もって校務運営の能率化を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 学校に勤務する自衛官（学生を除く。）、事務官、技官及び期間業務隊員をいう。
- (2) 課等 企画室、総務課、教育課及び国際平和協力センターをいう。
- (3) 課長等 課等の長をいう。
- (4) 改善提案 隊務運営の能率化を図るために職員が単独又は共同で業務の改善案を提出すること又は提出した改善案をいう。（業務の合理化・効率化・能率化を促進する提案、具体的には、予算の削減や執行額の節約、作業の簡素化による作業量及び作業要員の削減、安全性の増進、職員のモチベーションの向上などの実現を念頭においた提案とし、最終的には、校務運営計画及び規則等への反映、予算要求へ反映できるもの）
- (5) 統幕達 統合幕僚監部及び自衛隊指揮通信システム隊の業務改善提案に関する達（平成20年度自衛隊統合達第37号）

（改善提案担当者の指定）

第3条 統幕達第3条の規定に基づく学校の改善提案担当者を企画室長とする。

第2章 業務改善提案強化週間

(改善提案強化週間の設定)

第4条 企画室長は、改善提案強化週間(以下「強化週間」という。)を設定し、職員に対し改善提案を意識付け、改善提案を提出しやすい環境を醸成する。

2 強化週間の日程等は、校務運営計画及び幕僚通知をもって示す。

第3章 業務改善提案の提出

(改善提案の提出)

第5条 職員は、改善提案がある場合、業務改善提案書(以下「提案書」をいう。)(別紙様式)に所要事項を記入し、また、必要に応じて細部説明資料を添付して、所属する課長等に提出する。

2 課長等は、強化週間の最終日から2週間を目途に企画室長に提出するものとする。ただし、強化週間以外の期間に改善提案を提出する場合は、これに拠ることなく、その都度提出できるものとする。

第4章 業務改善提案の処理

(学校長の諮問組織の設置)

第6条 課長等から企画室長に提案書が提出された場合、改善提案の審査に係る学校長の諮問組織として審査委員会を置く。

2 審査委員会の編成及び任務は、別表のとおりとする。

(審査委員会による処理)

第7条 審査委員会は、企画室から提案書の一覧表を受理した場合、原則として2ヶ月以内に次の各号に掲げる処置をとる。

(1) 次の審査判定基準に基づき採用、不採用、保留又は上申を審議

採用	上申	保留	不採用
校務運営の能率化に寄与し、次の条件を満たすもの 1 普及、標準化する意義又は必要性のあるもの 2 費用対効果が高いもの 3 創造性又は独創性のあるもの 4 実現可能なもの	次のいずれかに該当する場合 1 採用を適当と認めるが、権限、予算等の関係で学校独自で改善できないもの 2 採否の判定が困難なもの	提案内容の採否の決定がしがたく、更に調査検討を要すると判断されるもの	左記以外のもの

(2) 審査委員会における審査結果をもって学校長へ答申

2 前項の処置には、採用及び上申の改善提案のうち、次の各号の一に該当すると判断する優良な改善提案の審議及び答申も含めるものとする。

(1) 独創性、応用範囲等が優れているもの

(2) 改善の効果が大きく、他の部署等にも広く参考になるとと思われるもの

(審査後の処置)

第8条 企画室長は、学校長から了承を得た審査結果に基づき以下の処置を実施する。

(1) 提案者へ審査結果を通知

(2) 採用と決定した場合、当該改善提案による実施結果の確認

(3) 上申と決定した場合、統幕達第6条に基づき、当該改善提案を統幕達長に上申

- (4) 優良な改善提案があった場合、統幕達第8条に基づき、統合幕僚長に報告（上申の改善提案は採用と決定された場合に限る。）

第5章 雑則

（改善提案状況の報告）

第9条 企画室長は、統幕達第11条に基づき、翌年度4月30日までに統合幕僚長への年度の改善提案状況に関する報告手続きを実施する。

（表彰）

第10条 改善提案に関する表彰は、表彰等に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第49号）、表彰等の実施に関する達（平成18年統合幕僚監部達第41号）及び統合幕僚学校の表彰等に関する達（平成22年統合幕僚学校達第10号）の定めるところによる。

附 則

この達は、令和元年7月5日から施行する。

別紙様式（第5条関係）

業務改善提案書

（提案者記入）

提案年月日：

提案者	所属： 階級： 氏名： 特技：
件名	（提案内容を簡潔、明瞭に表現する。）
現在の方法	（現在実施されている方法を明らかにする。）
問題点	（改善すべき問題点を明らかにする。）
改善の方法	（改善内容を具体的に記載する。）
改善の効果	（期待する効果を、可能な限り定量的に記載する。）
その他改善提案の 審査の参考事項	（所要人員、所要経費、所要機材等参考になる事項を記載する。）

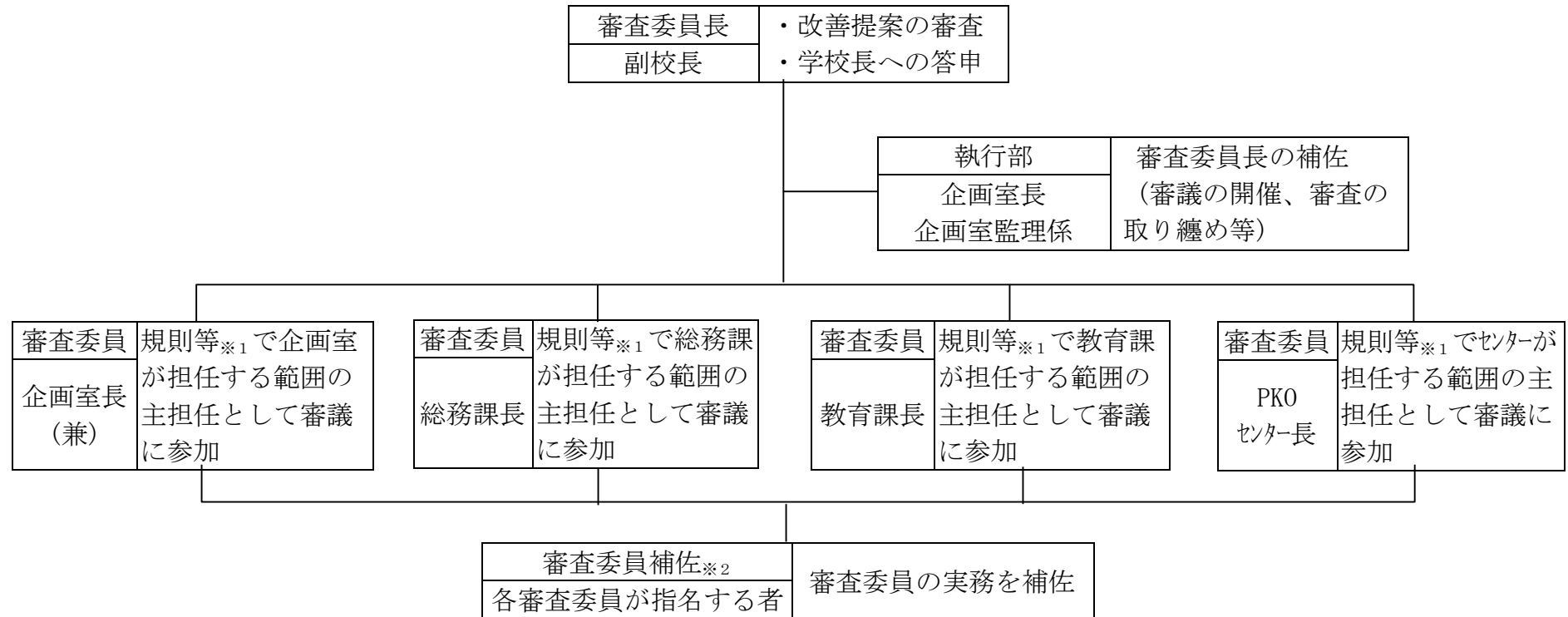
（改善提案担当者記入）

受付年月日	整理番号等			
採否等決定年月日	採用	上申	保留	不採用

- 注：1 図表、写真等を必要とする場合には、別紙として添付する。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用する。

別表（第6条の2関係）

審査委員会の編成



- ※1 統合幕僚学校組織規則(総理府令第40号)
 統合幕僚学校の内部組織に関する訓令
 統合幕僚学校の内部組織に関する達
- ※2 必要の都度、各審査員が指名